

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 報酬及び実費弁償の額の基準の引き上げに関する事項

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができ報酬及び実費弁償の額の基準を引き上げるものとする。 (第二百二十九条関係)

第二 施行期日等

一 この政令は、公布の日の翌日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。 (附則第二項関係)

三 その他所要の規定の整備を図るものとする。